

エドモンド・バークにおける市場と統治

自然権思想批判としての『穀物不足に関する思索と詳論』

立 川 潔

2014年3月

The Institute for Economic Studies

Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya

Tokyo 157-8511, Japan



Edmund Burke on Market and Government: Do Laissez-faire Policies in *Thoughts and Details on Scarcity* Endorse an Individualistic Economic System?

Kiyoshi Tachikawa

March 2014

Abstract

Edmund Burke's argument for laissez-faire policies in the *Thoughts and Details on Scarcity* has been regarded as evidence that he advocated an individualistic economic system, or free market capitalism. This paper shows that the interpretation above is inaccurate. His objection against government intervention in the labour market was intended to preserve the English traditional, inherited social order of subordination of ranks, including 'the chain of subordination' between farmers and labourers. He insisted that all matters relating to labour should be left to the 'conventions' between farmers and labourers on the labour market because the market without government intervention did strengthen rather than weaken the chain of subordination. Burke maintained that the advocates of 'rights of man' aiming to level all ranks would destroy the chain by government intervention, which might put England on the road to a Jacobin despotism, to which France was already making a journey. Therefore we should read the *Thoughts and Details on Scarcity* as one of his anti-Jacobinism writings.

エドモンド・バークにおける市場と統治

自然権思想批判としての『穀物不足に関する思索と詳論』

立 川 潔

問題の所在

1795年に執筆された『穀物不足に関する思索と詳論』（以下『思索と詳論』と略記）におけるエドモンド・バーク (Edmund Burke) の主張は極めて明瞭である。「穀物市場における仲買人、卸商人、小売業者、あるいは投機家として行動する」仲介業者 (middle man) も、農業者 (farmer) と同様に、「自由に行動するままに放任されるべきである。彼らが儲ければ儲けるほど、また彼らが富裕であればあるほど、また彼らの取引量が多ければ多いほど、農業者と消費者の双方にとって、それだけ望ましい」(Burke [14] p. 132, 258頁)。それゆえ、労働市場や穀物市場に国家は介入すべきではないというのである。自由放任を主張したこの論文は、食糧価格高騰をその主因とする社会不安への対応を迫られていた時の首相ピット (William Pitt the Younger) の依頼によって執筆が開始され、公共穀倉の設置、あるいは最低賃金や穀物の最高価格の設定という国家介入を求める声に論駁を加えたものである (Winch [38] pp. 200-01 参照)。

ところで 1795 年は農業労働者のおかれた深刻な状況を背景にスピーナムランド制度が導入された年でもある。この制度に対しては、ポラニー (Karl Polanyi) とトムスン (E. P. Thompson) がイギリス社会の転換の象徴との位置づけを与えていることは周知のところであろう。両者の主張は、『思索と詳論』の解釈に、ひいてはバーク理解に少なからぬ影響を与えてきたと思われるので、簡単に概括しておこう¹⁾。

ポラニーは、規制された市場から自己調整的市場への「転換」が 18 世紀末のイギリスに始まったことを強調する (Polanyi [32] p. 74, 123 頁)。ポラニーに

よれば、すでに商品化していた土地と貨幣に続いて、新たな産業システムの下に最後に組織される市場が労働市場であった。この自由労働市場を創出しようとする流れに対抗したのが、スピーナムランド制度であった。この制度は、貧民に最低所得を保証する「生存権」を導入することで、人間から「文化的諸制度という保護膜を奪」い「社会的にむきだしの存在」にする試みに対する無意識の抵抗であったとポラニーは位置づける (Polanyi [32] p. 76, 126 頁)。

さらに、トムスンによれば、イギリスでは18世紀の終わりに、「自由市場の経済に対抗して」慣習による物価規制を期待する「古くからのモラル・エコノミーを再び課そうとする民衆による最後の絶望的な努力がみられた」。「パンの価格に連動して賃金に補助金を支給する1795年のスピーナムランドの決定はこうした背景から生じたものと見なされなければならない。市場の慣習が死滅しつつあるところで、パターンリストが救済の観点から慣習を呼び起こそうとしたのである」(Thompson [36] p. 73, 81 頁)とトムスンは主張する。

ポラニーもトムスンも、経済が社会に埋め込まれていた時代、あるいは慣習が物価を規定していた時代から、賃金が「神によって授けられた需要供給の「法則」」(Thompson [36] p. 68, 76 頁)によって決定される時代への移行期として、18世紀末のイギリスを位置づけるとともに、スピーナムランド制度をその移行への抵抗として捉えていたと言ってよいであろう。

規制された市場から自己調整的市場への、モラル・エコノミーからポリティカル・エコノミーへの転換という両者の提示した認識枠組は、バーク研究にも大きな影響を及ぼしてきた。自由放任を主張したバークは、この枠組に従って、自由主義経済学者、あるいは「ブルジョア経済学者」(Macpherson [29] p. 51, 83 頁)と規定された。しかし、他方でバークは伝統的な階層的な社会秩序をも擁護している。そこで、この両者をどのように整合的に理解すればよいかという「バーク問題」が提起されるというわけである (Macpherson [29] p. 1, 3 頁²⁾。

しかし、果たしてこうした認識枠組の中でバークを論じてよいものであろうか³⁾。ここで問題にしたいのは、ポラニーとトムスンの枠組の適否ではない。そうではなくてバーク自身の認識枠組である。なるほどバークも転換期として自分の時代を捉えていたことは間違いない。しかし、彼にとっての転換の意味は、ポラニーやトムスンとは異なって、むしろこれまで市場の自己調整によって決定されてきた賃金や穀物価格に対して、国家が介入し規制しようとする新

たな動きが、この時期確実に現れてきたということなのである。つまりバークは、これまでの慣習を廃止して自由な労働市場を構築すべきだとして自由放任を主張しているのではなく、新たな国家介入を阻止して、農業者と労働者の市場での「取り決め (convention)」という慣習 (convention) となっている賃金決定を維持すべきだと主張しているのである (Burke [14] p. 124, 250 頁)。バークにとって、賃金の決定は、「法に属する分野」ではなく、「習俗 (manners) だけが規制することができる分野」に属する (Burke [14] p. 144, 269 頁)。市場はバークにとって慣習と対立するものではけっしてない。むしろ市場での取り決めは歴史の中で形成されてきた習俗なのである。誤解を恐れず敢えて言えば、バークは習俗を破壊する動きとして自己調整的市場から規制された市場への動きを恐怖の眼をもって看取しているのである。

ここで自己調整的市場に纏わり付く誤解を取り除いておくと、バークにとって、農業者と労働者による市場での賃金の「取り決め」は、貨幣関係に一元化された「孤立した、ばらばらな個人」(Burke [19] vol. 6, p. 42) に両者を還元する行為ではないということである。むしろ、この「取り決め」は、両者を結ぶ「従属の連鎖 (this chain of subordination)」(Burke [14] p. 125, 251 頁) ただし後に述べるようにバークにとってはこれこそ「真の道徳的平等」の関係の意味するのであり、名誉革命体制を根底において支える関係なのだが を強固にしてきたのであり、逆に、賃金決定への国家介入はこの連鎖を断ち切り、人々を「孤立した、ばらばらな個人」にする最も有害で反自然的な行為と諒解されたということなのである⁴⁾。しかも、バークは、国家介入がこの連鎖を断ち切ると認識してただけではなく、人間を「ばらばらな個人」にしてしまう趨勢こそが国家介入を要請していると洞察していたといえるのである。

そうであれば、現代において通念となっている規制された市場から自己調整的市場、モラル・エコノミーからポリティカル・エコノミー、あるいは重商主義的介入政策から自由主義的放任政策という転換の中に、バークの自由放任の言説を位置づけるのではなく、バークに国家介入を恐怖させた彼の認識枠組こそ問われるべきであろう。

結論を先取りして言えば、バークは、このような新たな国家介入の動きの根底には名誉革命体制という「自由な国制」(Burke [5] p. 119, 170 頁) を瓦解へと導く自然権思想の瀰漫があると洞察していた⁵⁾。本稿の目的は、この労働市場

や穀物市場における自由放任の主張は、「人間の権利」を標榜するジャコバン主義に対する批判の文脈において読まれなければならないことを示すことにある。そのことによって、パークの自由放任の主張が、個人主義的な市場経済を指向するものではなく、むしろこれまでの人々の繋がりや慣習を維持し、名誉革命体制を保守しようとしたものであることが諒解されるであろう。

パークが、均衡国制としての名誉革命体制を擁護したウイッグであり、この均衡を覆すような宮廷による悪意ある影響力の増大や人民の意志に左右される政治に一貫して反対したことは周知のところであろう。彼は「君主による専制政」と「群衆による専制政」に至る道を未然に防止し、そしてそれらの中間にある「第三の道」としての「自由な国制」を希求した政治家であった (Clark [23] pp. 24-25)。ところで、パークにとって、群衆による専制政は、自らの晩年に僅かドーバー海峡を挟んだだけの地で現実となるわけだが、その道を準備したのは、なによりも「人間の権利」に象徴される自然権思想であった⁶⁾。パークは、文壇デビュー作『自然社会の擁護』(以下『擁護』と略記)から最晩年の反ジャコバン戦争推進論に至るまで、この自然権思想に対する妥協なき批判を展開してきた。彼は、自然権思想が人間の平等性を自明とする啓蒙の時代に極めて大きな影響力を人々の通念に及ぼすことを洞察し、またそれが、「自由な国制」にとって不可欠な「自然な従属の原理 (the principles of natural subordination)」(Burke [5] p. 215, 309 頁)を根絶することで、名誉革命体制を崩壊させ、無政府状態ないし「純粹軍事民衆政 (purely military democracy)」(Burke [5] p. 191, 275 頁)に陥らせる危険性に警鐘を鳴らし続けた。「ジャコバンやジャコバン主義に対する全面戦争」(Burke [19] vol. 7, p. 437; [11] p. 11)を遂行していた時期に書かれた『思索と詳論』もこのような文脈で読まれるべき文書である。

そこで本稿では、パークの現状認識と自然権思想批判の立論を概観したうえで、『思索と詳論』の検討に入っていくことにしたい。

「あらゆる種類の利益がスペキュレーションの対象となる不安定な時代」

1790年に公刊されたパークの『フランス革命の省察』(以下『省察』と略記)は、ペイン (Thomas Paine) やプリーストリ (Joseph Priestley) をはじめとする急進

派ばかりではなく、多くのウィッグ派にも彼の変節を疑わせることになり、終にはフォックス (Charles James Fox) との絶縁へとバークを導くことになる (岸本 [40] 第 8 章参照)。翌年公刊された『新ウィッグから旧ウィッグへの訴え』(以下『訴え』と略記)は、自分が一貫して真のウィッグ原理に立脚していることを、それとともに、フォックス派こそ「人間の権利」の思想に浸染した「新ウィッグ」であることを立証しようとした論文である。その論文で、バークは、差し迫る危機を「あらゆる種類の利益がスペキュレーション (speculation) の対象となる不安定な時代 (a time of insecurity)」と規定している。ここでスペキュレーションとは、「フランスを破滅させた騒乱に最初に火を点けた」人々と同じ「富貴な人々 (people of rank and fortune)」が、イギリスにおいても名誉革命体制を保守すべき役割を抛棄して、「新秩序ないし無秩序において重要な地位を獲得すべく」自らの財産と地位を賭ける、つまり「変化に山を張る (speculate)」ことを意味するとともに、他方で彼らが賭ける「新秩序ないし無秩序」の依拠している原理自体が「人間の権利」という空理 (speculation) であることを意味する (Burke [7] pp. 134-35, 684 85 頁⁷⁾。「空虚な人間の権利」から造られた社会という空中楼阁の建築に、「自由な国制」を維持している財産が賭け金として投機されてしまう危なっかしい時代を、バークは「不安定な時代」と特徴づけているのである。このように、バークにとっておぞましい事態は、名誉革命体制の根幹であるべき大土地所有者にも自然権思想が瀰漫し、あたかも「立ち枯れ病」のように体制内部から瓦解が進行することであった。バークは、瓦解の危険を予防する「最も有効な手段」は、「社会における正しい影響力の通常的手段を、それが弱められないうちに活用するしかない」(Burke [7] p. 135, 685 頁)と強調するのだが、それではこの「正しい影響力」とは何であろうか。

バークは、『省察』で、政治社会 (civil society)⁸⁾ を異なる額の出資者で構成されている「共同事業 (partnership)」に譬えている (Burke [5] pp. 51-52, 76 77 頁)。このことは、まずなによりも政治社会においては個人の自然権が否定されるということを含意する。「人は、非政治的状态の権利と政治的状态の権利とを同時に享受することはできない」(Burke [5] p. 52, 77 頁; [7] p. 119, 673 頁参照)。ホッブズ (Thomas Hobbes) がそうであったようにバークにおいても、自然権は政治社会の存在しない「未開の自然状態」において「ばらばらな個人」がもっている権利である。この「ばらばらな個人」が政治社会を形成するとき、各人は

「幾つかの自由を確実に入手せんがため自由全体を信託において抛棄する」のである (Burke [5] p. 52, 77 頁)。それによって「ばらばらな個人」は「人民」という「法人 (corporation)」になる (Burke [7] p. 103, 658 59 頁)。彼が強調するのは、政治社会と自然権とは両立しえないということである⁹⁾。

さらに、パークは、「この共同事業においては、すべての人々が等しい権利をもっているが、しかし等しいものについての権利ではない」と述べ、5 シリングの出資者と 500 ポンドの出資者では、「同量の配分に与る権利はない」と主張する。この共同事業の譬えは、しばしばパークにおける配分的正義の否定の論拠とされるが (Canavan [22] p. 136)、しかし同時に指摘しておかなければならないことは、この共同事業の成果には 5 シリングの出資者も与る「等しい権利」があるということである。つまり、政治社会は社会構成員全ての利益を実現しなければならないのであって、この意味で、政治家は、彼らの信託の受託者 (trustees) なのである (Burke [9] p. 629, 777 頁参照)。

それでは、現実の政治社会の正当性は何によって担保されるのか。パークによれば、それはこれまで利益を実現してきたという経験でしかありえない。それがパークのいう時効 (prescription) とそれに伴う推定 (presumption) である。

「時効こそ財産に関するばかりではなく、その財産を守るべき統治に関するあらゆる権原の中で最も信頼できる権原である。財産と統治とは互いに調和しあい、互いに補強しあうものである。時効は、人間精神の構造におけるもう一つの権威、すなわち推定を伴う。ある国民が既存の統治組織の下で長期にわたって存続し繁栄してきたということは、まだ試みられたことのない企画よりもその統治組織を支持する推定の根拠となるのである。」(Burke [4] p. 68, 446 47 頁)

財産や統治を正当化するのはその源泉や起源ではない。またその長期の継続期間だけで正当性が担保されるのでもない。長期に継承されてきた財産や統治が社会の利益を実現してきたこと、「ある国民が既存の統治組織の下で長期にわたって存続し繁栄してきたということ」がその正当性を担保するのである¹⁰⁾。「時効の原理は……自然的衡平の原理」(Burke [3] p. 366) なのであり、それによって社会の構成員全てが繁栄という「公的功利」(Burke [2] p. 456) を享受しうるのである。この繁栄の普遍的な享受こそ、自然的平等や自己統治という自然権

を享受している自然状態に対する優位の根拠なのであり、さらに、この時効とそれに伴う推定こそ、自然権から「財産を守るべき統治」を批判し「まだ試みられたことのない企画」自然権の政治社会における実現という撞着、それゆえ「人間の平等と権利という、欺瞞的な夢と幻想」(Burke [5] p. 172, 247 頁) を実践するジャコバン主義に対抗しうる唯一の原理なのである。

さて、バークによれば、現実の政治社会は、具体的で様々に異なる状況下にあるために、同じ理念や政策が異なった結果をもたらす。「状況 (circumstances) こそあらゆる社会的および政治的な企画を人類に対して有益にも有害にもする」(Burke [5] p. 7, 12 頁)。したがって、「政治家は多数の状況を一般的な概念と結びつけ考慮に入れなければならない」(Burke [10] p. 35, 788 頁) し、またそれゆえ却って「迷信それ自体と同じ程に疑わしい色彩をしている多くの人間精神の諸傾向や諸情念からも利益を引き出せる」(Burke [5] p. 139, 199 200 頁) ことにもなる。したがって、様々な状況を踏まえて適切な政策を遂行しうる慎慮 (prudence) こそ「政治及び道徳上の諸徳の最高に位置する」徳として位置づけられるのであり、この徳をもちうる人々が政治の指導者としての資格があることになる。それゆえ、政治社会は階層的な社会構造とならざるをえないのである。

「人々が人民としての責任と品性とをもって行動できるためには、さらに、彼らが法人格をえた当初の目的に適う存在となるためには、彼らが(直接的あるいは間接的な手段によって) 慣習的な社会規律のある状態におかれていると想定しなければならない。その状態においては、賢明な人々、専門的な人々、さらに富裕な人々が、弱者、知識の乏しい人々、さらに財産の乏しい人々を指導し、かつこの指導によって彼らを啓蒙し保護していると想定しなければならない。もし群衆がこの規律に服さないときは、彼らは政治社会の中にいるとはいえない。国家の中に様々な条件と状況を生み出す一定の構造がひとたび生まれれば、そこには必ず、数の上の多数者 (*numero plures*) の利益ではなくて、彼らの判断力を、彼ら自身の便益のために、徳と名誉での優越者 (*virtute et honore majores*) の下位におく原理が自然と理性の中に存在するはずなのである。」(Burke [7] p. 107, 662 頁)。

この「徳と名誉での優越者」こそ、パークのいう「自然の貴族 (natural aristocracy)」である。「様々な条件と状況」の下で社会全体の利益を実現するために彼らの慎慮を必要とするという点で、「自然の貴族」は「国家の分離した利益集団」ではなく、「本質的な構成要素」なのであり、「彼らを欠いては、そもそも国民は存在しえないのである」(Burke [7] pp. 107-08, 662 63 頁)。

さらに、政治社会の存続には、人民が「慣習的な社会的規律のある状態」におかれていなければならない¹¹⁾。この規律にとっても「自然の貴族」が「本質的な構成要素」とされていることは、人民の規律が、少なくともこの「啓蒙し保護する」「自然の貴族」に対する尊敬の感覚抜きにはなされないと認識されていることを意味する。この意味でも、「自然の貴族」「数の上の多数者」という従属関係は、パークにとって「自然と理性の中に存在」する原理、すなわち「自然な従属の原理」なのであり、またこの徳に相応しい階層制こそ洗練された習俗を身につけさせる「真の道徳的平等」を担保するものなのである (Burke [5] p. 32, 48 頁参照)。

それでは「自然の貴族」自身の自己規律はどのようになされうるのか、ここで重要な観念が彼らの土地財産に伴う限嗣相続である。彼らの自己規律の論理は、イギリスの自由が「祖先から我々に引き継がれ、子孫に伝えられるべき限嗣相続財産 (entailed inheritance)」であるが故に放恣に墮さないとする論理と一致する。

「我々は、己が作為としての制度を自然と一致させるという同じ計画を通じて、そしてまた、誤りやすくか弱い我々の理性の考案物を補強すべく自然の不謬強力な本能の援けを求めることによって、自らの自由を相続財産 (inheritance) として考えるということからもたらされる……少なからざる利点を引き出してきた。何時でも恰も列聖された祖先の眼前にいるかのように行為していれば、それ自体としては無秩序と過度に導かれがちな自由の精神といえども、畏怖すべき厳粛さでもって抑えられるものである。自由の相続というこの観念は、生来の威厳の感覚を我々に抱かせる。そしてこの意識が……品位を汚してしまうあの成り上がり者的な尊大さを防いでくれる。こうした方法で我々の自由は一種高貴な自由になるのである。……自然は我々に、個々人をその齢のゆえに、またその祖先のゆえに尊敬すべきことを教えるが、我々はまさにその原理に則っ

て、自らの政治上の制度に対する尊敬を醸し出すのである。」(Burke [5] p. 30, 45 頁)

それゆえ、財産とともにこの「個人の自由 (personal liberty)」を「共同事業」としての政治社会の「最も重要な利益」¹²⁾(Burke [17] p. 287) と位置づけるバークにとって、「共同事業」は「現に生存している者の間の共同事業たるに止まらず、現存する者、既に逝った者、はたまた将来生をうべき者の間の共同事業」(Burke [5] p. 85, 123 頁) でもある。「自然の貴族」はこのような相続財産を継承すべき立場を自覚することで、すなわち祖先から子孫へという「永遠の秩序の偉大な連鎖の一つの環」(Burke [13] p. 692) であることを自覚することで自己規制がなされるのである。

「国家と法が聖別されるに当たって則るべき第一の最も重要な原理の一つは、それら国家や法を一時的及び終身で所有している人々が、祖先から受け取ったものや本来子孫に属すべきものを忘れて、恰も自分達こそ完全な主人であるかの如くに行為する、といったことがあってはならないということである。すなわち、自らの社会の根源的な構造全体を恣意的に破壊し、それによって限嗣相続を止めたり相続財産を浪費したりしても、それは自分達の権利の一つなのだ、などと思わせてはならないということである。」(Burke [5] p. 83, 121 頁)

このように限嗣相続される土地財産は、バークにおいて、「誤りやすくか弱い我々の理性」を補強する機能を果たすとともに、統治者を「偉大な連鎖」に繋ぎ止め、財産や自由の恣意的な濫用を抑止する不可欠な機能を果たしていると認識されている¹³⁾。それゆえ大土地所有と「自由な国制」は不可分な関係なのである。バークにとって、このような「自然と理性」に基づく階層的な社会を破壊し、「自然な従属の原理」を根絶やしにすることで、人民に「自分達こそ完全な主人である」との意識を抱かせるのが自然権思想に他ならなかった¹⁴⁾。

バークは『訴え』で、「人間の権利」の信奉者を、政治を「便宜 (convenience)」¹⁵⁾ にはなく「真理」に依拠させ、それを直接実現しようとする姿勢によって特徴づけている¹⁶⁾。

「これらの教師は、あらゆる中庸 (mediocrity) を軽蔑して、完璧を約束し、最も単純で最短距離を進むことを公言している。彼らは、政治を、便宜にではなく、真理に依拠させる。彼らは人々の疑いえぬ権利の主張を通じて確かな幸福へと人々を導くと公言している。彼らとの妥協の余地はない。」(Burke [7] p. 136, 686 頁)

バークは1782年の「庶民院代表の状態についての演説」で、「各人は自分自身を統治すべきである」という「絶対的権利」からは、「個人の代表 (personal representation)」が帰結せざるをえないことを指摘していた (Burke [4] p. 67, 445 頁)。この論文は自然権思想に基づく議会改革の主張が現実には貴族層にまで浸透してきたことに危機感を抱いて執筆されたものであるが (Clark [23] pp. 54-56 参照)、もちろん、この権利を「最も単純で最短距離」で突き進めれば、それは庶民院改革にとどまらず国王や貴族院をその構成要素とする名誉革命体制それ自体の解体へと必然的に至る。「民衆政 (democracy) でなければあらゆる統治は篡奪であるということが、不変の自然法および基本的な人間の権利として主張される」(Burke [16] p. 240, 907 頁) のである。しかし、「人間の権利」を基礎とする民衆政は「自然な従属の原理」を欠いているので政治制度の二大目的である「権力の濫用と過度の欲望への歯止め」を実現しえない。要するにバークにとって民衆政は「我々の社会的な本性を根絶」(Burke [16] p. 243, 909 頁) するがゆえに、無政府状態に陥るか、あるいは「サーベルと銃剣で以て恐怖と力に服従させようとする」軍事独裁に陥ることになる、これがバークの結論である¹⁷⁾。

さらに、バークはすでに『擁護』で「自然状態においては、人の取得物はその人の労働に比例するということが不変の法則である。人為的な社会状態においては、最も多く労働する人々が最も僅かなものしか享受しないということが不変の法則であり、全く労働しない人々が最も多くを享受するというのが恒常的で不変の法則である」ことを認めていた (Burke [1] p. 177, 397 頁)。つまり、バークは自己労働に基づく所有権が自然権であることを、それに対して、政治社会では労働に反比例した分配が「恒常的で不変の法則」であること、畢竟政治社会では労働に基づく所有権は実現しえないと断定していたのである。次節で見るように、バークは『思索と詳論』においても、「富者」は労働者の「剰

余によって扶養されている」存在であることを端的に認めている。しかし、富者は貧者の「寄生的な被扶養者」であるという「真理」を、さらに自己労働に基づく所有権という「人々の疑いえぬ権利」を「最も単純で最短距離」で突き進めればどうなるか。バークは、「アダムが耕しエバが紡いだ時代にノ一休誰が地主だったのか？」と訴えたジョン・ボール (John Ball)こそ「人間の権利に精通していた」「煽動の開祖」であったと同定しているが (Burke [7] pp. 110-11, 664 65 頁)¹⁸⁾、それは、自然権思想が私有財産の擁護ではなく、むしろ「不平等を本質とする」財産の否定に至らざるをえないことを認識していたからである。時効という所有原理が否定されれば、あらゆる財産は、その起源にさかのぼれば篡奪となりうるものであり、「自然の貴族」の物質的基盤である大土地所有は「人間の権利に対する紛れもない愚弄」とならざるをえない (Burke [15] p. 177, 839 頁)¹⁹⁾。革命フランスにおける教会財産の没収のように、バークにとって「人間の権利」の思想からは財産の恣意的な没収が正当化されてしまう。それゆえ、「ジャコバン主義は、一国の冒険好きな性癖の持ち主による財産に対する反乱なのである」(Burke [16] p. 241, 907 頁)。「政治を、便宜にではなく、真理に依拠させ」れば、「確かな幸福へと導く」どころか、恣意的な意志による統治が招く悲惨な結果に陥るとというのがバークの結論である。

ジャコバン主義という「体系の精神」(Burke [8] p. 359, 713 頁)は、異なる状況下でどのようにしてどの程度まで権利を実現できるかについての無知の中で、人々が繁栄を享受している既存の体制の破壊に、その破壊とその後の混乱に伴うあらゆる悲劇を顧慮することなく突き進む。それゆえ、バークにとって「状況を考慮に入れない人間は、間違っているのではなく、完全に狂っている」のである (Burke [10] p. 35, 788 頁; [15] pp. 176-77, 838 39 頁も参照)。

それにもかかわらず、自然権思想は「思考力のない群衆の自然的性向を、さらに……あまり深くは考えない人々の思弁を、最も操る原理」であるだけでなく、「あらゆる人々の心に刻み込まれている素朴な平等 (primitive equality) の観念に適合」しているがゆえに、人道主義 (humanity) の時代に人々の善意にも扶けられて広範に、「自由な国制」を擁護すべき人々の中にすら浸透していく。1791年の「ケベック統治法案」の審議の中で、フォックスは、「人間の権利は、実際はあらゆる理性的な国制の、そして我が国の法令集が示しているようにイギリス国制の根本原理であり基礎である」(Cobbett [24] vol. 29, p. 379)と主張し

ていた。もちろん、フォックス自身は、名誉革命体制の維持に必要な改革の遅滞を心配しているのであって、その体制の変革を意図しているわけではない（Cobbett [24] vol. 29, p. 1315 参照）。しかし、パークにとって、「人間の権利」を「イギリス国制の根本原理」と見なすことは、『省察』執筆の主要動機となったプライス（Richard Price）の名誉革命解釈と軌を一にするものであり、それは名誉革命体制を内部から蝕むことを意味したのである²⁰⁾。

対仏戦争の開始後の1793年9月20日のポートランド公爵（3rd Duke of Portland）宛書簡でパークは次のように述べている。

「私はジャコバンとジャコバン主義に対する全面戦争を、真に恐ろしい革命からヨーロッパ（さらにヨーロッパに含まれるイギリス）を救うことのできる唯一の機会だと見なしてきた。……国内では、ジャコバン主義の支持者達は彼らの大義に対して以前に比べて些かも劣らずに熱意を燃やしているし、害毒を流す努力もやめていない。……ジャコバンの中心は実際フランスにあるが、しかしその光線は世界中にあらゆる方向に放たれている。最近ノーフォークのクック氏は、自らの財産によって極めて大きな影響力を及ぼしている地方で、（我々が自らの存在のために遂行している）この戦争に対する不満を拡散するのに余念がない。貴族利益の極めて大きな割合が、人類をこれまで統治してきた財産の体制を公然と攻撃し、あるいは密かに侵蝕している新種の民衆主義の大義（the Cause of the new species of democracy）に公然と携わっているのを見ると本当に不安にさせられる。しかし、我々は惑わされてはならない。このフランス革命を公然と賞賛したり、密かに手を貸したりしていることが正当に疑われうる党派と関係している人は誰であれ、革命の渦の中に引き込まれざるをえないのであり、その意図の道具にならざるをえないのである。」（Burke [19] vol. 7, p. 437; [11] p. 12）

『思索と詳論』は、こうした「あらゆる種類の利益がスペキュレーションの対象となる不安定な時代」へと転換しかねないという危惧の中で「ジャコバンとジャコバン主義に対する全面戦争」の最中に書かれた文章であることを銘記しなければならない。

名誉革命体制と市場

バークは、『思索と詳論』において、当時の名誉革命体制下での労働者と富者の関係を信託・受託関係と規定している。

「彼ら〔富者〕自身は、労働者の受託者 (trustees) であり、彼らの蓄えは労働者の銀行である。彼らにそのつもりがあろうとなかろうと、実際彼らは自らの義務を果たしている。なるほど、人によっては誠実さと判断力の多少はあるが、概してその義務は遂行され、あらゆるものが、極めて僅かな手数料と先払い利子だけを差し引いて、それが生じたところに戻るのである。」(Burke [14] p. 121, 247 48 頁)

バークによれば、富者は労働者に寄生している存在である。その富者が受託者としての義務を果たしているのは、労働者が「極めて僅かな手数料と先払い利子だけを差し引」かれるだけで、自ら生み出した「あらゆるもの」を回収しているからだという。つまりバークは、事実上、自己労働に基づく所有が近似的に実現していることをもって信託・受託関係が成り立っているとしているのである。もちろん自己労働に基づく所有の立場を徹底させれば「極めて僅かな手数料と先払い利子」ですら労働者の所有剥奪ということになるのだが、バークにとっては、これらの控除によって労働者の生活状態の改善が実現されていることで控除の正当性は担保されている。バークは、1794年の困窮時ですら、労働者は「私が約44年間イギリスを観察してきた期間においてそうだったよりもよい暮らしをしていた」と断言している (Burke [14] p. 122, 249 頁)。この経験こそが、富者は「そのつもりがあろうとなかろうと」「自らの信託を果たしている」とのバークの主張を支えているのであり、時効とそれに伴う推定の原理による名誉革命体制の正当化の一環になっている。この意味で自己労働にもとづく所有という自然権は「完全性」において実現されてはいないが、しかし、いわば統整的原理となっているのである。

この自己労働に基づく所有という自然権を「完全性」において実現すべく「僅かな手数料と先払い利子」を労働者に分配すればどうなるか。

「非常に多くの人々に公平に分配しても誰も多くは入手し得ない。富者と呼ばれるあの寄生的な被扶養者の階級は極めて少ないので、たとえ彼らの喉笛をかき切って、彼らの一年間の消費量を全て分配するとしても、労働する人々、すなわち実際自分自身と被扶養者達とを実際に養っている人々の一晩の夕食に一切れのパンとチーズすら付け加えはしないであろう。」(Burke [14] p. 121, 247 頁)

富者の「喉笛をかき切」というジャコバンの残忍さを想起させるレトリックを用いてパークが言わんとしていることは、生産物を公平に分配しても貧困の解消には全くつながらないということである。さらに、財産を公平に分配する目的で「貧民が富者を滅ぼすために立ち上がるとすれば、彼らはパンを安くするために、製粉所を焼き払い、穀物を川に投げ捨ててしまうのと同様」の愚行を冒すことになる。パークは、富者の取得する手数料や利子を待忍や節儉に対する報酬であるという権利論的な主張を一切していない。生産物の分配は、権利を争う「司法 (judicature) の問題」ではなく、「取り決め (convention) の問題」なのである。言い換えれば、それは「慎慮に基づく決定」、すなわち「善悪の多寡、遅速、そして好都合・不都合の計量に基づいて決定される」(Burke [9] p. 600, 746 頁) 事項なのである²¹⁾。具体的には、労働者の生活水準が実際に向上しているか否かという経験によって判断されるべき問題であり、パークによれば、自己労働に基づく所有という「疑いえぬ権利」を貫けば、「確かな幸福へと導く」どころか、労働者は一層困窮状態に陥ってしまう推定の根拠があるということなのである²²⁾。

それではパークは、賃金はどのように決定されると認識していたであろうか。

「労働は、他のあらゆるものと同じく、一つの商品であり、その需要に応じて上昇し下落する。これは事物の本性に根ざしているのだが、事物の本性は、事物の必要を満たしてきた。……もし我々が粗暴にも、無理にそれ以上に引き上げようとするならば、我々が丘の上に無理に押し上げた石は、需要の減少という形で、もしくは……彼らの肉体的労苦の結果である全ての食糧の価格騰貴という形で、彼らを直撃するだけであろう。」(Burke [14] pp. 122-23, 249 頁)

このように、パークは、労働は商品であるから、賃金は労働需要に応じて決

定されてきたという認識を示している。なるほど、実際の労働市場では、モラル・エコノミーの慣習から食糧価格が考慮されていたかもしれない。しかし、バークが問題にしているのは、従来の労働市場のありかたではない。従来の労働市場では「賃金率は食糧の名目価格とともに変動してこなかった」し、「実際のところ、賃金率は食糧価格と直接の関係はない」というのが、したがって労働市場は「商業の法則」に従ってきたというのが、バークの理解なのである（Burke [14] p. 122, 249 頁）。彼が強調しているのは、もし国家が強制的な賃金引き上げを行えば、労働需要の減少や食糧価格の騰貴を通じて、労働者の境遇を一層悪化させるということである。バークにとって、長期にわたる労働者の境遇改善という経験こそ、市場における賃金決定という「事物の自然」が「事物の必要を満たしてきた」ことを実証しているのであり、「商業の法則は、自然の法則」という彼の判断を支えているのである。それを無視して当局が「自然賃金 (natural hire)」以上に賃金を強制的に引き上げれば、それは労働者への農業者の「財産の恣意的な分割」となり、その分割は結局のところ「完全な平等、すなわち平等な欠乏、平等な惨状、平等な貧窮」をもたらし、「さらに分割を受けた者の側での悲惨な、救いがたい、絶望的な幻滅を生み出す」だけである。これが「あらゆる強制的な平等化の結果」であり、「それは、上にあるものを引きずり下ろすが、決して下にあるものを引き上げることはない。しかも……元々最低であったものの水準以下に押し下げる」結果に終わらざるをえないのである（Burke [14] pp. 126-27, 253 頁）。人為的な平等化は悲惨な結果にならざるをえないというのがバークの結論である²³⁾。

さらに、バークは、市場で賃金の「取り決め」を行う農業者と労働者の関係を次のように認識していた。

「農業者と労働者の場合には、彼らの利害はつねに同一であり、彼らの自由な契約が当事者のいずれかにとって過酷であるはずは絶対がない。農業者は自らの仕事が有効かつ敏速になされることは自分の利益である。しかし、もし労働者が十分に食糧を与えられず、またその他の点でも動物的生活の必需品がその習性に応じて与えられず、身体を力一杯に、精神を陽気で快活に保つことができなければ、農業者の仕事は有効かつ敏速になされえないのである。なぜならば、彼の事業のあらゆる道具の中で、被傭者（古代の著述家のいわゆる声を出す

道具)の労働こそは、農業者が自分の資本の償還のために最も頼りにしなければならないものだからである。他の二つのもの、つまり古代人の分類による半分声を出す道具、すなわち役畜と、荷車、犁、鋤などの無声の道具とは、それ自体取るに足りないものではないけれども、効用と費用において大いに劣るのであり、第一のものの一定量がなければ、全く役に立たないのである。というのは、何ごとによらずあらゆるもののうち、精神が最も価値があり最も重要であって、しかもこの等級において、農業全体には自然で正当な序列があるからである。すなわち家畜は犁や荷車に対して情報を提供する原理であり、労働者は家畜に対して理性であり、農業者は労働者に対して思考する、そして統轄する原理だからである。この従属の連鎖をどこかで断ち切ろうとする試みは、同じように不合理である。しかも、この不合理は最も容易なところで、すなわち、誤った判断に最も陥りやすいところで、実際の働きにおいて最も有害である。」(Burke [14] pp. 124-25, 251 頁)

バークにとって、政治社会が「我々の理性的な本性」からして階層的であったように、農業にも「従属の連鎖」という「自然で正当な序列」が存在する。農業者と労働者の利害の一致は、この「従属の連鎖」によって担保されているのである。そしてこの連鎖を断ち切ることは自然に反するが故に不合理で有害であるとされる。バークにとって、この連鎖を断ち切ろうとしているのは、国家介入であって市場ではないということ、さらに注目に値するのは、市場での自己利益に委ねておけば、この連鎖がかえって強固になるということなのである。

「もし農業者が過度に貪欲であったならどうであろうか。どうして困ることがあろうか、却ってよいのである。彼が自らの収益を増加したければ、それだけ彼は、自らの収益がその労働に主に依存しなければならない人々の良好な状態に一層の関心を寄せるからである。」(Burke [14] p. 126, 252 頁)

労働者の状態を「良好な状態」に保つことは農業者の利益であるとの主張は、両者の関係がアド・ホックな関係ではないことを暗黙の前提としているといえよう。それは、バークが、農業者と労働者の関係を通常のようにマスターとサ

ーヴァントの関係として描くのではなく、「マスター同士」(Burke [14] p. 124, 250 頁)の関係と捉えていることでも明らかである。バークは「サーヴァントの立場の本質とは、誰か他者の命令に服従し、好きなときに辞めさせられることである」(Burke [5] p. 26, 38 頁)と述べているが、このことからバークの主張が、農業者が労働者を使い捨てるような、「孤立した、ばらばらな人間」関係を前提としていないことは明らかであろう。また両者の取り決めが慣習 (convention) と認識されていることにも注意が払われるべきであろう。すでに指摘したように、賃金の決定は「習俗だけが規制することができる分野」に属する。つまり、バークにとって、市場は、歴史の中で「利益、習慣、そして暗黙の取り決め (tacit convention)」によって形成されてきた習俗なのであり、その下での長期にわたる繁栄こそ市場に対する信頼を培ってきたのである。

「利益、習慣、そして暗黙の取り決め、これらは多数の名もない諸事情から生じるのだが、法律や為政者が全く規制できないことを、苦もなく規制する才覚を生み出すのである。」(Burke [14] p. 128, 255 頁)

なるほど被傭者をあえて「声を出す道具」と呼称する姿勢はバークの立ち位置を端的に示しているが²⁴⁾、彼らの「裁量と利害」に従ってなされる「取り決め」は、バークにとっては、農業者が労働者を気遣わざるをえない関係を担保していると認識されていたのであり、農業者の貪欲という「情念」から「利益」を引き出しうる労働市場に対する不介入はまさに慎慮に適った政策と評価されていたといえよう。「万物の慈悲深く賢明な管理者は、人々が自らの利己的な利益を追求するに際して、彼らが意志するか否かにかかわらず、一般的な善を自らの個人的な成功と結びつけざるをえなくする」(Burke [14] p. 128, 252 頁)。それゆえ、「商業の法則」は「神の法則」でもあったのである。しかし、これはバークが「ブルジョア個人主義の立場」(Macpherson [29] p. 21, 35 頁)に立っていたことを意味するものではけっしてない。バークにとって、市場は人々を「孤立した、ばらばらな個人」に分解してしまう場ではなく、むしろ「自由な国制」に不可欠な「自然と理性の中に存在」する「自然な従属の原理」に基づく人間関係を育む場として認識されていたといえるのである。バークにとってこのような市場は名誉革命体制を支える重要な機構なのであり、彼の自由放任

の主張はこのような市場観を前提としていたのである。

そして、この「従属の連鎖」を断ち切り国家介入を導く元凶がバークにとってでは自然権思想であった。バークは、『思索と詳論』において、「労働貧民」という政治的で偽善的な呼称ほど卑劣で不道徳なものはありません。……彼らを「かつては幸福であった労働者」と呼ぶのは、恐るべきことであると激越な口調で、「労働貧民」という呼称に対して鋭鋒を向けている（Burke [14] p. 121, 248 頁）。「人間の権利に精通していた」「煽動の開祖」の一節「アダムが耕しエバが紡いだ時代にノ一休誰が地主だったのか？」、あるいは「人間に降りかかるあらゆる弊害は、人間が自らの権利に関して生まれつき平等であり続ける」ことの無知から生じたのだ」（Burke [7] p. 110, 664 65 頁）という言説に、「かつては幸福であった労働者」を重ね合わせれば、バークの激昂の出自は明瞭であろう。事実、「ジャコバンやジャコバン主義に対する全面戦争」の継続を唱道した最晩年の論文『弑逆者との講和 第三書簡』でも、バークは「今日の人道主義に相応しい上流社会」が、労働者に「労働貧民」という「哀れを誘う用語」を与えたことを、さらに「労働貧民」の救済のための多くの計画」を行っていることを「最悪の敵」、すなわちジャコバンに等しい行動として痛烈に批判している。

「この装われた哀れみは、たんに、彼らに自分の境遇に不満を抱かせるだけであり、彼らに、手段のないところに手段を、すなわち自らの勤労、節約、節制以外のものに手段を見出すように教えるだけである。この異様な哀れみによって人類に不満を抱かせる人々の意図……が何であれ、結果として我々に対して最悪の敵であるかのように活動しているのである。」(Burke [18] pp. 357-58)²⁵⁾

ここで「彼ら」とは、「貧民として労働しなければならない、さもなければ世界が存在しえない人々」である。「彼らに対して同情するふりをするとき、我々は人類の状態を軽んじているのである。額に汗して……糊口を凌がねばならないのは人間の普通の運命なのである。もしこの労苦が災禍として負わされているならば、それは……あらゆる祝福の父による災禍なのである」。バークにとってそれは大多数の人々が甘受しなければならない「災禍」であった。「それから逃れ、我々の存在条件そのものを拒否しようとするあらゆる試みは、

それこそこの上ない真の災禍となり、より重い苦痛と報いが、世界を創った偉大な名匠によって彼らに課せられた務めを逃れようとする人々に降りかかるであろう」(Burke [18] p. 357)。バークの言わんとしていることは明白であろう。労働生産物や財産の公平な分配を行えば、労働者の貧困を解消するどころか、より一層彼らを苦境に陥れるだけであるというのが『思索と詳論』での主張であった。「我々の存在条件そのもの」であるこの「災禍」に対しては宗教による慰め (Burke [5] p. 215, 309 頁参照) と「自由な国制」の下での生活水準の向上という緩和だけが期待されうるのである²⁶⁾。

バークは「法に属すること」と「習俗だけが規制できること」を混同し、「方向を誤った善意と、あまりに多くを統治しようとする不断の欲求」によって後者をも統治の役割に組み込んだことにフランス王政の破滅の原因を認めている (Burke [14] p. 144, 269 70 頁)。それは結局なしえないことを統治の責務として引き受け、却って人民を暴動に駆り立てることになる。にもかかわらず「わが国の立法府は、他国の政府と同様に、この誤りに陥っている」。1795年10月28日に内務大臣ポートランド公爵は、州統監に対して近年の収穫高を確認する目的で治安判事会議を催すように要求したが (Burke [14] p. 133, n. 1)、バークはこれに対して、『思索と詳論』において「その調査が、フランスの穀物の供出制度に導く施策としていささか不安を呼び起こすであろうと大いに心配している」と述べている。イギリスにおいてはフランスのような暴力的な形態をとる恐れは少ないことを認めつつも、このような現実の政府行動は、市場が「豊富と欠乏の公正な試金石」であるという正しい認識を歪め、「公衆の精神的な静謐に影響を及ぼしうる疑惑」、つまり農業者は売り控えによって不正な利益を得、商人は不正な投機を引き起こしているという疑惑を醸成する。こうして、民衆の怒りの矛先を不正な利益を得ていると嫌疑される農業者や仲介業者に向けさせる。もしその調査の目的が公共穀倉の創設であるとすれば、「民衆の逆上の最初の嵐はその穀倉を襲うであろう」(Burke [14] pp. 133-34, 259 60 頁)。いずれにしろ、人民を暴動に駆り立てる原因を政府自体が作り出していることにバークは大きな恐怖心を抱いているのである。

バークは、たとえ飢餓が起きても もっともバークは飢餓の恐れが現実的であると認めているわけではないが 「為政者はなすべきことはなにもない」と頑なに国家の市場介入を拒否した背景には、「食糧取引に対する軽率な干渉

は、あらゆることのうち、最も危険なものであり、また、人々が最もそれをしたがる時、すなわち欠乏の時には、常に最悪である」という判断があったからであり、それが最悪なのは統治権力の強大化を招くというよりは、むしろ「巧みな党派活動によって、またひたむきな愚かな善意によって撒き散らされ、人類の極めて危険な軽信性によって貪欲に受け入れられる根拠のない虚偽」（Burke [14] p. 120, 247 頁）である自然権思想が名誉革命体制それ自体を瓦解させる危険を増幅させることへの危機意識からであったというべきであろう²⁷⁾。パークの自由放任の主張は、けっして個人主義的な自由労働市場を創出しようとしたものではなく、名誉革命体制を支える重要な機構としての市場を保守しようとしたものであったのである。

まとめに代えて

パークは、フランス革命を「教義と理論的なドグマにもとづく革命 (*a Revolution of doctrine and theoretic dogma*)」（Burke [8] p. 341, 696 頁）と認識する。「主義への関心 (*the interest in opinions*)」（単に主義としての、しかもその結果についての経験的な考慮なしの関心）が、ひとたび精神を強くとらえた場合は、あらゆる関心の中で最も活動的であり、実際しばしば他のあらゆる関心を押し退ける」のであり、「想像力の影響下にある場合には情念に限界はない」。それゆえ、「主義に対する熱情から」政府に反抗する際には、宗教上の教義と同様に、「狂信の原因」となりうるとパークは洞察している（Burke [8] p. 343, 698 頁；[7] pp. 123-24, 676 頁²⁸⁾）。パークは、自然権思想がいかに「想像力に対する喜ばしい印象」を与え「想像力を幻惑する」ものであるかを、すでに『擁護』において認識していた。人間の権利という普遍的な性格をもつドグマは、宗教改革と同様に、一国にとどまる局地的な性格ではなく、あらゆる国に輸出され「古来の制度のあらゆる痕跡を破壊し、フランス流の人間の権利の基礎の上に各々の国に新しい共和国 (*commonwealth*) を形成する」（Burke [8] p. 344, 699 700 頁²⁹⁾）。それはパークにとって、「完全に世襲的な名称や官職を廃止し、（カネが差異をうまざるをえない地位を除いて）人間のあらゆる社会的地位を平準化し、領地 (*territory*) と威厳 (*dignity*) の間のあらゆる結びつきを切断し、あらゆる種類の貴族、郷紳と国教制度を廃止する」（Burke [8] p. 344, 700 頁）ことを、したがって名誉革命体

制の崩壊を、あるいは「金銭的利益から生じる関係と感情によってのみ結合されている社会」(Mill [30] III, p. 760, (4) 116 頁)の創出を企てるものであった³⁰⁾。それゆえ、バークにとってジャコバン主義との妥協はありえなかったのである (Burke [16] p. 199, 864 頁参照³¹⁾)。

バークはフランス人民が「平準化の精神 (their present spirit of levelling) を抱いたのは」、恣意的な君主権力への恐怖心からではなく、「策略と衝動によってであり、食糧不足の季節に巧みにつけ込んだ邪悪な魂胆によって」であったと認識していた (Burke [7] p. 44, 613 頁)。食糧不足への不満は容易に戦争を継続する政府批判と結びつく。事実 1795 年の食糧不足が対仏戦争に起因するという主張は、新聞紙上だけではなく、名誉革命体制の支柱である議会ですら聞かれた。バークにとって、名誉革命体制崩壊、ひいてはフランスを盟主とする「世界帝国」建設への第一歩である「弑逆者との講和」が、あろうことが議会で「つねに最優先される」議題となってしまっている (Burke [14] p. 142, 267 68 頁)。

こうした情勢の中で『思索と詳論』は執筆された。このことを踏まえれば、『思索と詳論』はなによりも名誉革命体制の崩壊へと繋がる労働市場と穀物市場への国家介入を阻止することにその意図があったことは明白であろう。そこで主張されている自由放任政策は、個人主義的な市場経済を指向するものではけっしてなく、むしろ、土地財産をその枢要とし「自然な従属の連鎖」によって人々が結びついている名誉革命体制の擁護を目的とするものであった。バークは、名誉革命体制の下で富者は、自己労働に基づく所有を事実上近似的に実現し、そのことによって「極めて僅かな手数料と先払い利子」の控除によって労働者の生活水準を向上させることで、労働者の受託者としての責務を十分に果たしていることを強調した。国家介入はなんら窮乏の緩和にはならないどころか窮乏を一層深刻にするものであった。さらに、農業者と労働者の市場での賃金の「取り決め」は、彼らを「ばらばらな個人」に還元するものでは毛頭なく、むしろ両者の「従属の連鎖」を強固にすることで名誉革命体制を支える機能を果たしていることを示していたのである。

なるほど『思索と詳論』は、バークが経験的事実とした労働者の生活水準の上昇を理論的に解明した書物でもないし、ましてや経済法則を体系的に論じた大著でもない。それは食糧不足に対処する時論として執筆されたメモランダムにすぎない。しかも直接的な対象は労働市場と穀物市場のみである。にもかか

ならず，そこで論じられているのは，国家介入の非効率といった，パークの言葉を用いれば「節儉 (parsimony)」としての経済ではなく，「配分的徳 (distributive virtue)」としての「高貴な経済 (higher oeconomy)」の一環ともいえるものであった。「高貴な経済」とは，「将来への配慮，賢明さ，さらに組合せ，比較，判断の諸能力」を不可欠とする経済であり，「識別力のある判断と確固とした賢明な精神を要求する」経済である (Burke [15] p. 162, 821 頁)。要するに，国民を長期にわたって存続させ繁栄させてきた名誉革命体制を修正しつつ保守するための経済の管理運営こそが「高貴な経済」なのである。そうであれば，『思索と詳論』における労働市場や穀物市場への不介入政策が，そのような統治をも視野に入れた「高貴な経済」の一環であることは容易に諒解されうるであろう。

(注)

引用表記：引用頁数は原典，翻訳のある場合は翻訳の順で表記した。なお訳文は適宜変更させていただいた。また強調点はすべて原典によるものであり，[] は立川による挿入を示している。

- 1) マクファースンは『思索と詳論』をパークに書かせたのは「スピーナムランドの妖怪」だったとしている (Macpherson [29] p. 52, 85 頁)。しかし，ウィンチによれば，『思索と詳論』にその言及がないのは，ピットの救貧法改革提案によって救貧論争が広がる前に書かれたからであって，したがって，マクファースンの上記の主張は根拠がないとしている (Winch [38] p. 201, n. 9)。しかし，この論点は，この制度に対するポラニーとトムスの解釈がパーク研究に及ぼした影響を問題とする小論に直接影響をおよぼすものではない。
- 2) マクファースンはこの問題をパークにとって「資本主義と伝統的秩序とは同じものであった」と解釈することで解決しようとしている。しかし，パークを一方で「ブルジョア個人主義の立場」と規定しながら，他方でパークが支持した資本主義社会は「身分に依存していた」社会と解釈するのは，彼の所有的個人主義概念からして矛盾していると言わざるをえない (Macpherson [29] p. 21, 訳 35 頁；p. 69, 訳 110 頁)。Kramnick [28] は，マクファースンの解釈では，伝統的な支配階級がブルジョア化しているならば何故議会改革などの自由主義的改革に反対したのか十分に説得的ではないとし，当時の対立を，「伝統的な支配階級，明確な急進ブルジョア階級，そして広範な下層階級という三階級」の対立であったとし，改革をめぐる対立を「将来においても資本主義的市場社会は内面化された身分的差異を必要とすることを認識していた」支配階級の代弁者パークと「明確な急進ブルジョア階級」の代弁者たるプリーストリ (Joseph Priestley) やプライス (Richard Price) との対立として理解しようとしている。しかし，古い身分的な秩序の必要性に対する評価の違いはあれ，彼らを資本主義的市場社会の擁護者に包括してしまうと，自然権をめぐるプリーストリやプライスとパークとの決定的な対立が不明瞭とならざるをえないと思われる。
- 3) 中澤 [42] は，「パークは政治経済学とモラル・エコノミーの戦いにおいて，前者の側に与

- した」としている。ただし、トムスンが指摘する人間の相互依存の関係が賃金上のつながりに萎縮することの弊害もはっきり認識しており、その弊害への対処としてバークは「私的慈善」を強調したと氏はいう（48頁）。そしてこの私的慈善を機能させるためにも「家族に関する習俗」（中澤 [43]）による人々の自己規律が不可欠であったことを強調し、その習俗がバークにおいて自由市場の道徳性を担保していると論じている。
- 4) Himmelfarb [27]によれば、バークは、「労働貧民」という呼称批判を通じて労働可能貧民を貧民概念から閉め出した。そうすることで、救貧法それ自体を否定し「個人主義体制 (individualistic system)」を指向したが、これは「既成制度や伝統」を擁護する彼の立場と矛盾するとヒンメルファーフは主張している (pp. 66-73)。小論では、バークの自由放任の主張ならびに「労働貧民」批判は、けっして「個人主義体制」を指向したのではなく、むしろそれを阻止することを意図したことを主張したい。トムスンが言うように「自由市場の新しい政治経済」が「人間の相互依存の関係を賃金上のつながり (wage-nexus) に萎縮させた」（Thompson [37] p. 136）とすれば、バークはそのような政治経済の支持者ではなかった。
 - 5) 本論で明らかにするように、バークは、自然権の存在と政治社会の存在は矛盾する、したがって自然権を直接実現しようとするれば無政府状態に陥らざるをえないと認識していた。ただしバークは自然権自体を否定しているわけではない。「自然権は統治とはまったく独立に、しかもより明晰に、はるかに高度な抽象的な完全性で存在しうるし、実際存在している。しかし、それらの抽象的な完全性はその実行上の欠陥になる。あらゆるものに対する権利をもち、人間はすべてのものが持てなくなる。統治とは人間の必要に応ずべく人間の叡智が考え出したものなのである」（Burke [5] p. 52, 77頁）。バークにとって、自然権は「抽象的な完全性」においては実現しえないが、しかし、いわば統整的原理としては存在し、統治が「人間の必要」に応じている程度を尺度する規範ともなっている。この点は第 節で具体的に富者・労働者関係において示したい。
 - 6) イギリス国制を守ろうとするバークにとってこの距離の近さは極めて重大である。ヨーロッパ諸国は、「自らの所有地内での完全に自由な行為の余地を認めない」「相隣関係法 (*a Law of Neighbourhood*)」によって、さらに共通の文明によって相互に結びついている「ヨーロッパ共同体 (the commonwealth of Europe)」として、革命フランスに対する干渉が正当化される地域とされる (Burke [16] p. 250, 916頁; p 195, 860頁)。なお、このヨーロッパ共同体がウエストファリア体制下での勢力均衡に依拠していること、および自然権思想の瀾漫がこの均衡を崩壊させることへのバークの危機意識は注 29) を参照。
 - 7) ここで問題にしているのは革命の端緒に関してである。フランスの場合、最終的に革命が遂行されたのは、貴人と民衆の間にあった従属の鎖が切れ、このスペキュレーションの精神が、下層階級への影響力を持つに至った中間階級 (middle classes) をも捉えたことによるとバークは認識するに至っている。「貴人がいなければ、この革命の最初の動きはおそらく生じなかったであろう。しかし、今や初めてスペキュレーションの精神と結びついた野心の精神が意のままに抑制されえなくなった」(Burke [17] p. 292)。Pocock [33] は、ここでの中間階級は、製造業や商業と無関係な、むしろ所有関係の体系から切り離された人々であり、バークが恐れたのはこうした人々のエネルギーであったと指摘している (pp. 207-09, 395 98頁)。
 - 8) バークが用いる *civil society* という概念は、一つにはスコットランド啓蒙の歴史観と共通して野蛮状態と区別された文明社会を、さらに社会契約論的視座をふまえて自然状態と対立する政治社会を含意していること、ただし身分から解放された自由な個人が構成する市民社

会という意味は含まれていないことについては、半澤 [45] 328 29 頁の注 46・15 および犬塚 [39] 660 頁の注 60) を参照。

- 9) 自然権と政治社会が両立不可能であることは、すでに『擁護』におけるパークの主題であった。この著作は、ボリングブルック (1st Viscount Bolingbroke) の著作のパロディであり、ボリングブルックが自然理性の立場から啓示宗教を攻撃したのと同じスタイルで政治社会を攻撃すれば必ず統治の基礎を掘り崩さざるをえないことを論証したものである。パークは、古今いずれの政治社会も戦争による大量殺戮を繰り返してきたこと、いかなる統治形態であれ専制政となること、政治社会では富の圧倒的な偏在と労働に反比例した分配が常態であること、極度に劣悪な労働環境が蔓延していること、さらに富者ですら残虐、傲慢、背反、裏切りが跋扈する政界に翻弄されるか、肉体と精神を蝕む快楽への耽溺から真の幸福を知りえないことなど、政治社会のもたらす悲惨と害悪を赤裸々に描くことで、政治社会それ自体は「人類の自然権の侵犯」であり、「自然的自由」の篡奪であることを、「それほど力を注がなくても」示しうることを論証している。要するに、パークは、自然理性に依拠して政治社会は形成しえないこと、政治社会を維持したければ自然権を放棄せざるをえないことを主張していたのである (Burke [1] pp. 183-84, 403 04 頁)。しかし注目すべきことは、当時の人々によって『擁護』はパロディとは受け取られず、そのためパークは再版序文で自らの真意を強調せざるをえなくなったことである。このことは、自然理性からの社会批判が、「想像力に対する喜ばしい印象」を人々に与えることで、いかに受け入れられやすいかを改めてパークに痛感させたにちがいない。それは再版序文の次の文章で明瞭である。「巧妙な虚偽には想像力を幻惑するある種の虚飾がある。……精神が、自分自身の弱さの意識、創造におけるその従属的な地位の意識、ある主題について想像力を解き放つことが極度に危険であるという意識からなんの拘束も受けなければ、最も優れた尊敬すべきすべてのものをきわめてもっともらしく攻撃しうることを、創造それ自体を批判することも困難ではないこと、さらに、もし我々が、理性と適合性についての我々の観念から神の建造物を検査し、ある人々が啓示宗教を攻撃したのと同じ攻撃方法を用いるとすれば、同じようなもっともらしさで成功とをもって、創造における神の叡智と力を、多くの人々に愚行以上のなものでもないように示したであろう。」(Burke [1] p. 135, 351 52 頁)
- 10) それゆえ長期に継続してきたといっても、たとえばアイルランドのプロテスタント優位体制が正当化されるわけではない。カトリック教徒は選挙権 (franchise) を剥奪された「市民的隷従 (civil servitude) の状態」に貶められていて「現状の国制の利益に与るいかなる合理的な期待も抱くこと」ができないからである (Burke [9] p. 598, 743 44 頁)。
- 11) パークにとって、社会的規律は人民が煽動されないための保護でもある。「そもそも人民全体についていえば、これらの惨めな羊がひとたび柵を壊し、あらゆる自然の権威と真正な服従の原理 (all the principles of natural authority and legitimate subordination) という、拘束ではなく、保護から自らを解放すれば、彼らは詐欺師の自然な餌食となる。」(Burke [6] p. 300, 541 頁)
- 12) もちろんこの万人が享受しうる「個人の自由」とは「孤立した、ばらばらな個人の利己的な自由ではない。つまり、恰もあらゆる人が自分自身の意志で自らの全ての行為を管理できるというような自由ではな [く] ……社会的自由である」(Burke [19] vol. 6, p. 42) ことは強調されるべきである。
- 13) パークは、貴族を「有徳な活動への刺激として尊重」したのであり、「利己主義と狭隘な精神のための一種の矯正法」と位置づけたのである。「高貴な家柄に生まれた人間」は自分

個人ではなく、祖先と子孫との関係において「極めて重要な存在」なのである。「大仰な空理によってではなく、高貴な感情の確実な直観によって、そして平明で純粋な自然な知性の指示によって、いかなる偉大な国家も、名誉によって飾り立てられ、特権によって守られる何らかの種類の貴族の集団が存在しない限り、偉大な国家が長期間存続する可能性ははじめから存在しない」。それゆえ「この貴族階級こそ、一つの国民を、時代を隔てて結合させる連鎖であり、彼らがいなければ、国民は（ペイン氏とともに）、一つの世代が他の世代を拘束することはできないと教えられる」ことになってしまう。「時の経過の中で、統一、結合、一体性、安定性を国家に保証する合理的な希望を与えるようなこの種の事物の秩序なしには、いかなる政治組織も形成不可能」であり、この貴族階級を欠いては「宮廷の浮薄と、群衆のより一層甚だしい浮薄に対して国家を防衛することができない」と判断していたのである（Burke [15] pp. 182-83, 845-46 頁）。それゆえこのような機能を果たさない、剩え「大仰な空理」である「人間の権利」にかぶれる現実の貴族に対しては厳しい批判が加えられたのである。

- 14) この点でペインとバークの篡奪 (usurpation) 概念を比較することは興味深い。「人間の権利」を主張するペインにとっては、祖先が子孫を拘束することこそ個人の権利の篡奪の最たるものである。「あらゆる時代と世代は、先行する時代と世代と同様、どのような場合にも、自分自身のために自由に行動すべきである。あの世から支配するという虚栄心や傲慢はあらゆる専制の中でも最も笑止千万な尊大な専制である。人間は人間に対する所有権をもっていない。いかなる世代もそれに続く世代に対する所有権をもっていない」(Pain [31] p. 278, 24-25 頁)。それに対してバークは限嗣相続によって護られる階層制を否定することこそ篡奪であると主張する。数の上での多数者による支配、すなわち民衆政に対してバークは次のように批判している。「このような貴族を必然的に生み出す政治社会の状態こそ自然状態なのであり、野蛮で結合力のない生活状態よりも格段にそうなのである。というのも、人間は生来理性的であるがゆえに、理性が最高度に陶冶され支配的な立場を占める場所におかれたときにこそ、最も完全な意味で自然状態にあるからである。……[自然の貴族]は、自然の中で、自然が社会の共通な修正の中で作用するように、先頭に立ち、導き、統治する部分をなすのである。それは肉体に対する精神の關係にほかならず、それがなければ人間は生存できない。したがって、そのような社会階層に、その人数分以上の重要性を与えないことは、恐るべき篡奪なのである」(Burke [7] pp. 108-09, 663 頁)。それは「自然が具備している大権の篡奪 (usurpation on the prerogatives of nature) という、篡奪のうちでも極悪の篡奪」(Burke [5] p. 43, 63 頁)なのである。このようにペインにとっては、「自分自身のために自由に行動する」ことを否定することが篡奪であるのに対して、バークにとっては、「理性が最高度に陶冶され支配的な立場を占める場所におかれ」る状態を否定することが、したがって「自分自身のために自由に行動すること」こそが篡奪なのである。
- 15) 「便宜とは、社会にとって、そして社会のすべての個人にとって善であるものである」。そして、バークにとって、それを明らかにするのは、なんらかの空理 (speculation) ではなく、「一体これまで何が便宜に適い、何が便宜に適わなかったか」であり、「この国のこの 500 年の自由の拡大や繁栄の増進という幸福な経験」に学ぶということである (Burke [4] pp. 70-71, 449 頁)。
- 16) 同様の観点から、バークはジャコバン主義を偏見 その最大の偏見は宗教 を撲滅する試みとも定義している。「ジャコバン主義とは何か。それは、あらゆる権力と権威を、人民の精神を折にふれて啓蒙することのできる人々の手に引き渡す目的で、人々の精神から偏見

を撲滅する(これまでのところ成功しすぎている)試みである。この目的のために、ジャコバンは、世界の古い社会の枠組と構造全体を破壊し、自らの仕方に従って社会を再生しようと決心した。この目的のために軍隊を獲得する目的で、彼らはあらゆるところで、貧民に餌として富者からの略奪品を提供することで彼らを魅了している。これこそ私は、一般にジャコバンと呼ばれている、我々の時代の啓蒙した人々の原理と主要な格率についての公平な記述であると考える」(Burke [19] vol. 8, pp. 129-30)。パークにとって「政治的問題は一義的には真偽にはかかわらない。それらは善悪にかかわる。結果的に悪を生み出す危険が高いものは、政治的に誤りであり、善を生み出すものは政治的に正しいのである。」(Burke [7] p. 123, 658 頁)

なお、本稿では詳論しえないが、パークにとって、最大の偏見である宗教の撲滅が教会＝国家体制、したがって名誉革命体制の解体を意味したことは明らかであろう。

- 17) パークは、ケベック統治法案の審議において、「人間の権利について聞く以前はとても幸福で繁栄していた」フランスの西インド植民地が「この体系が彼らの間に伝わりとすぐに、あらゆる道徳的悪でいっぱいのパンドラの箱がぱっと開き、地獄自体が大きく口を開け、あらゆる害悪をなす悪魔が地表に広がるように思われた。黒人は白人に対して、白人は黒人に対して反抗して立ち上がり、各々が互いに殺意を抱いて敵対した。従属は破壊され、社会の絆はばらばらに引き裂かれ、あらゆる人間が自分の隣人の血を渴望したように思われる」(Cobbett [24] vol. 29, p. 366) と述べている。パークにとって「人間の権利」の体系は、ここで取り上げられている植民地に限らず、人々の絆をばらばらに引き裂いてしまう、したがって社会を解体させてしまう体系であった。パークにとって、「この普遍的王国の地方自治体[国家]が、彼らの思いのままに、しかも不確定の改良についての己が空理(speculations)を根拠にして、自分達の副次的な共同体の紐帯を完全に切断しばらばらに引き裂き、その共同体を原子的な要素の非社会的、非文明的、非結合的な混沌状態に解体させてしまうなど、道徳的にも勝手にしてはならない」(Burke [5] p. 85, 123 頁)のである。
- 18) パークは、ヒューム(David Hume)が「ジョン・ポールの教説は「あらゆる人々の心に刻み込まれている素朴な平等(primitive equality)の觀念に適合して」いたと認めている」(強調はパークによる)(Burke [8] p. 369, 723 頁)ことに注意を喚起し、「人間の権利」の淵源が「あらゆる人々の心に刻み込まれている」が故にその影響力は甚大であることを示唆している。
- 19) 「万物の優しく平等な母たる大地は人間の傲慢や奢侈を助長するために独占されてはならない」こと、「自然法によって土地の占有者であり開墾者が真の所有者であること、自然に反した時効は存在しないこと」、「地代に対する権利を相続と時効によって根拠づけようとするならば……悪しき始まりをもつ事柄は時効を援用することはできない」と反論しうることなど、「人間は平等である」とする自然権思想からは究極的には財産の否定が帰結することをパークは洞察している(Burke [5] p. 196, 282 83 頁)
- 20) パークに『省察』を執筆させた主要な動機がプライスの名誉革命認識にあったことは周知のところであろう(Dreyer [25] 参照)。彼は「人間の権利」の原理に立脚した革命フランスを判断基準として名誉革命の不徹底性を論じていた(Price [34])。しかし、名誉革命を「人間の権利」と対極にある「世襲原理」に基づく「法と自由に対する唯一の保証である、あの古来の統治の基本構造を維持する」(Burke [5] p. 27, 41 頁)ための革命と捉えるパークにとっては、プライスの意図は名誉革命体制の転覆でしかありえなかった。
- 21) パークとスミス(Adam Smith)をめぐっては、主に市場への国家介入に対する否定的見解

においてその類似性がこれまで指摘されてきた。もちろん限嗣相続制に対する評価や生産的労働論の有無など両者の重大な違いを踏まえた上で (Winch [38] chap. 8 参照), 他の興味深い類似点を指摘すると、それは両者とも体制の社会的正当性を普遍的富裕と自己労働にもとづく所有の近似的実現に求め、労働にもとづく所有原理の徹底という視点を貫いていないことにあると思われる。和田 [46] は「マルクスとちがってスミスは、生産過程における資本の賃労働支配、労働者の所有剥奪という、経済的内実と市民法との矛盾関係を主問題をおくことはしないで、市民権の十全な行使によってひきおこされる生産力の増進が、分配と消費の過程で社会の大多数の富裕の高度化を実現しうるかどうかに、主問題を見出している」と指摘し (81 頁), スミスが、自由、平等、私有財産権という市民権の社会的正当性を普遍的富裕の実現に認めていたことを論証している。バークとスミスの労働にもとづく所有への執着の弱さをバークの言葉をもって表現すれば、生産物の分配は権利を争点とする「司法」の問題ではなく、「慎慮」の問題だということになるであろう。

- 22) バークは『擁護』において政治社会の「最も明白な分裂は、富者と貧者との分裂」であり、「貧者の仕事全体は、富者の怠惰、愚行、奢侈に貢献することであり、それに対して、富者の仕事全体は、貧者の隷属を強化し、彼らの重荷を増加させる最良の方法を発見することである」と論じていた。さらにすでに指摘したように労働に反比例した分配がなされている現実も、労働者が「たとえば鉱山において「太陽の光さえ見ることもなく、地球の内部に埋もれて」「そこから救い出されるほんの僅かな見込みもなしに、過酷で憂鬱な仕事に従事している」ように「劣悪な労働条件におかれていることも知悉していた。彼はこうしたいわば政治社会の闇に目を背けていない。バークが主張していることは、これらの闇は自然権の政治社会における実現では晴れないどころか一層深まってしまうということであり、イギリスの「自由な国制」の下での繁栄によって、闇自体はなくならないとしても、漸進的に晴らしてしかかないということなのである。
- 23) 1777年11月のジョン・バーク (John Burke) 宛書簡でバークは平等思想がいかに人々を虜にする魅力を持っているか次のように述べている。「あらゆることを強いて人為的な平等にするという考えには、一見すると、魅惑的な何かがある。それには正義と正しい秩序についての考えられうるあらゆる様相がある。それゆえ極めて多くの人々が、いかなる偏った目的もなしに、そのような企画を採用するように、しかも大変真剣に熱心に追求するように導かれてきたのである。」と同時に、バークは、同じ書簡の中で、「財産の期間、習慣、継承、蓄積、変更、さらに活用によって物事の本性 (*the nature of things*) から生じる不平等は、人間の力量による術策や才覚によって工夫されうるいかなるものよりも、衡平や正しい政策の基礎であるあの真の平等にはるかに近いと私個人としては完全に確信している」と述べている (Burke [19] vol. 3, p. 403)。この文章からも、人為的平等の実現を求めるとは悲劇に対する彼の推論と、財産制度による階層制こそが「我々の理性的な本性」を満たす「真の道徳的平等」を実現していることへのバークの確信とを読み取ることができよう。
- 24) 「我々の理性的な本性」からして階層制を当然とするバークは、「等族会議の開会にあたりフランスの大法官が、美辞麗句に訴えて、あらゆる職業は名誉あるものだ」と演説したことを捉えて、「真っ当な仕事である限り恥ずべきものは何もない」ということは真実だが、「何事についてもそれを名誉あるものと主張」するとすれば、それは「偏見と闘っている」のではなく「自然と闘っている」のだと主張している (Burke [5] p. 43, 63 64 頁)。
- 25) バークは、人民が、経済的苦境からだけでなく、「なんらかの主義 (*opinions*) に対する熱情から」政府に対して不満を抱いている場合は「たんなる呼称ですら」「暴動に駆り立て

る充分な原因となる」(Burke [7] p. 123, 676 頁)と洞察していた。このことを踏まえれば、中澤 [42] (46 頁) が指摘するように「労働貧民」批判は「怠惰な労働可能貧民に他人依存型の品性を植え付け、自立心を奪い去る、という意図せざる逆効果を招く」ことを回避することにあつたことは間違いないとしても、殊の外強い調子で批判を浴びせたのは、国内のジャコパン的暴動への懸念故であつたと言えるのではなからうか。

26) パークは現実の労働者の悲惨な状態を知悉しているとともに(注22)参照), それを「我々の存在条件そのもの」であることを冷厳な事実としている。「社会の摂理によって、極めて多数の人々が、早暁から夕闇に至るまで終日、必然的に運命づけられている、夥しい数の拘束された、自尊心を傷つける、見苦しい、男らしくない、しばしば健康に悪い、病気を発生させる仕事に従事している。」「もし事物の自然の経路を妨げて、奇妙に操られているこれら不幸な人々の労働によって廻されている流通の大車輪を多少なりとも妨げることが、世の中にとって有害でないとするならば、私は……無理にもこれらの不幸な人々をこの悲惨な勤労から助け出したいと思う。人道主義はもとより、おそらく慎慮 (policy) も、私がこのような選択をすることを正当化してくれるであろう。これは私がしばしば省察してきた問題であり、しかも省察する度毎に必ず感情を動かされた問題である。自らの専制的な方法で土地の余剰生産物を分配する奢侈の軛と空想の専制に服さなければならない必然性を除けば、いかなる考慮も、正しく規制された国家においてそのような生業や勤めが許容されていることを正当化することはできないと私は確信している」(Burke [5] p. 141, 201 02 頁)。「自らの専制的な方法で土地の余剰生産物を分配する奢侈の軛と空想の専制」によって回される「流通の大車輪」という「商業の法則」によってしか労働者の経済状態を改善できないというのがパークの立場である。

27) トムスンによれば、1795 年の暴動は伝統的なモラル・エコノミーによって正当化されたが、同時にジャコパン意識によって強化された。「そのような「暴動」が最高潮に達したのは、ヨーロッパの飢饉ないし極端な欠乏の年である 1795 年であり、その年は古くからの民衆の伝統が少数派のジャコパン意識によって強化されたのである」(Thompson [36] p. 70, 79 頁)。パークがこうしたジャコパン意識を恐れていたことは 1791 年の次の文章からも明らかであろう。「現在の陰謀が人民に及ぼす影響を、我が国の国制の下で人民が耐えている不満 (grievance) の気持ちから予知してよいならば、私はさほど懸念を抱かない。しかし群衆が、不満の気持ちから政府に反抗する場合と、なんらかの主義に対する熱情から、そうする場合とでは、大きな違いがある。人々が完全にそのような熱情に囚われている場合は、その威力は計算しがたい。」(Burke [7] p. 123, 676 頁)

28) 犬塚 [39] は、情念の暴走によるティラニーの出現こそパークが阻止しようとしたものであることを説得的に論証している。統治者の情念は、統治者と民衆の間で形成される名声のネットワークという縦のネットワークと、政党活動を通じての統治者間の横のネットワークを含んだ結合関係によって抑制されるとともに、さらに単なる世論への追従へと変質しがちな名声基準の揺らぎを制動するものとして洗練されたヨーロッパの習俗が高く評価されていたことを、さらにこの習俗が階層制の語彙を用いて表現されたのは、君主、貴族、さらに国教会が名声のネットワークを洗練させる機能を果たすが故であつたことを了解させてくれる。ただし、情念の暴走が強調されているために、「人間の権利」の哲学は「方便」「口実にすぎない」としている。しかし、パーク自身はフランス革命を「哲学的革命」(Burke [5] p. 116, 166 頁; [15] p. 173, 835 頁)としても認識しているのであり、「人間の権利」の思想にこそ、名誉革命体制を瓦解させる危険性が潜んでいることを強調しているのではなからうか。

- 29) バークは、「人間の権利と自由」の教説のヨーロッパ諸地域への浸蝕が、ヨーロッパの勢力均衡の礎としての神聖ローマ帝国の自立と帝国内の均衡を維持しているウエストファリア体制を瓦解させる危険性を指摘している (Burke [8] 参照)。さらに「自らの度量と正義によって約束された永久平和を世界に確保すると嘯く」フランスが、結局のところ「いかなる均衡にも基礎をおかず、フランスがその盟主であり守護者となる一種の不遜な階層制」、すなわち「人間の自然権と国家の自然権とよんでいるものに従って」「世界帝国 (universal empire)」の形成を目論んでいると先見している (Burke [18] pp. 339-40)。自然権思想と世界帝国との関係についてのバークの所見は、この小論では扱うことができないが、現代的観点から極めて興味深い対象である。
- 30) ミル (John Stuart Mill) は『経済学原理』第4編第7章第1節で労働者階級に対する保護従属の理論を取り上げ、自ら主張する自立の理論と対比させて、そのアナクロニズムを批判しているが、同時に「金銭的利益から生じる関係と感情によってのみ結合されている社会という観念は本質的に嫌悪を感じさせるものであるから、強い人間的な結びつき (personal attachments) と利害を度外視した献身とに満ちた社会形態には自然に魅力を感じさせる何ものかが存在する。これまで、そのような感情の最も豊饒な源泉となってきたのが保護者と被保護者との関係であることは認めなければならない」と述べている。この保護従属の理論は、バークを想起させるような「一方の側の忠誠と他方の側の騎士道 (chivalry)」(Mill [30] III. p. 760, (4) 116 17 頁) を原理とするとミルは述べているが、バークはこの原理が、農業者と労働者の国家介入のない市場での取り決めと矛盾するとは考えていなかったと言えよう。
- 31) 坂本 [41] は、バークが革命フランスの体制を原理的に否定し反革命十字軍を唱道したのは、フランス革命とそのイデオロギーの生成についてコンテクストを見ることができず、したがってそこに何らかの歴史的必然性を認めることができなかつたからだとみる。そしてこのコンテクスチュアルな思考方法の不在は「政策の選択に当たっては状況と効果とに最大の考慮を払うべきである」(26 頁) という、抽象的思弁を排除し効用を重視するバークの「状況的相対主義」が、「名譽革命のもたらした体制を伝統化した体制」(100 頁) と実体的に癒合してしまっていることに起因していることを論証している。それゆえ、坂本は、「ヨーロッパ体制共同体 (the commonwealth of Europe)」の理念も「彼の反革命と [イギリス] 体制の輸出 を正当化するための構成観念だった」(185 頁) と論定するのである。

【参 考 文 献】

- [1] Burke, Edmund, *A Vindication of Natural Society: or, A View of the Miseries and Evils Arising to Mankind From Every Species of Artificial Society*, 1756: in [20] vol. 1.
- [2] , *Tracts relating to Popery Laws*, 1765: in [20] vol. 9.
- [3] , *Speech on Church Nullum Tempus Bill*, February 17, 1772: in [40] vol. 2.
- [4] , *Speech on the Reform of the Representation of the Commons in Parliament*, May 7, 1782: in [21] vol. 7, [44] 所収 .
- [5] , *Reflections on the Revolution in France*, 1790, J. G. A. Pocock ed. Indianapolis/Cambridge, 1987. 半澤孝磨訳『フランス革命の省察』みすず書房, 1989年 .
- [6] , *A Letter to a Member of the National Assembly, in Answer to Some Objections to His Book on French Affairs*, 1791: in [20] vol. 8, [44] 所収 .
- [7] , *An Appeal from the New to the Old Whigs, in Consequence of Some Late Discussions in*

- Parliament Relative to the Reflections on the French Revolution*, London, 1791: in [21] vol. 4, [44] 所収 .
- [8] , *Thoughts on French Affairs*, 1791: in [20] vol. 8, [44] 所収 .
- [9] , *Letter to Sir Hercules Langrishe*, 1792: in [20] vol. 9, [44] 所収 .
- [10] , *Speech on a Motion for Leave to bring in a Bill to repeal and alter Certain Acts respecting Religious Opinions, upon the Occasion of a Petition of the Unitarian Society*, May 11, 1793: in [21] vol. 7, [44] 所収 .
- [11] , *Observations on the Conduct of the Minority Particularly in the Last Session of Parliament*, 1793: in [21] vol. 5.
- [12] , *Remarks on the Policy of the Allies*, 1793: in [20] vol. 8.
- [13] , *Speech in Reply: Monday, June 16, 1794*: in [40] vol. 7.
- [14] , *Thoughts and Details on Scarcity*, 1795: in [20] vol. 9, 永井義雄訳「穀物不足にかんする思索と詳論」水田洋編『世界大思想全集 11』河出書房, 1957年 .
- [15] , *Letter to A Noble Lord*, 1796: in [20] vol. 9, [44] 所収 .
- [16] , *First Letter on a Regicide Peace*, 1796: in [20] vol. 9, [44] 所収 .
- [17] , *Second Letter on a Regicide Peace*, 1796: in [20] vol. 9.
- [18] , *Third Letter on a Regicide Peace*, 1797: in [20] vol. 9.
- [19] , *The Correspondence of Edmund Burke*. 10 vols. Thomas W. Copeland, et al. (eds.), Cambridge, 1958-1978.
- [20] , *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, 9 vols. (to date), Paul Langford, et al. (eds.), Oxford, 1981-.
- [21] , *The Works of the Right Honourable Edmund Burke*, 12 vols., London, 2007.
- [22] Canavan, Francis, *The Political Economy of Edmund Burke: The Role of Property in His Thought*, New York, 1995.
- [23] Clark, J. C. D., 'Introduction,' in *Reflections on the Revolution in France*, J. C. D. Clark (ed.), California, 2001.
- [24] Cobbett, William ed., *Parliamentary History of England from the Norman Conquest, in 1066, to the Year, 1803*, 36 vols., London, 1806-20.
- [25] Dreyer, Frederick, 'The Genesis of Burke's *Reflections*,' *The Journal of Modern History*, Vol. 50, No. 3 (Sep., 1978), pp. 462-479.
- [26] Dreyer, Frederick, 'Legitimacy and Usurpation in the Thought of Edmund Burke,' *Albion: A Quarterly Journal Concerned with British Studies*, Vol. 12, No. 3 (Autumn 1980), pp. 257-267.
- [27] Himmelfarb, Gertrude, *The Idea of Poverty: England in the Early Industrial Age*, Vintage Books, New York, 1985.
- [28] Kramnick, Isaac, "The Left and Edmund Burke," *Political Theory*, Vol. 11, No. 2 (May, 1983), pp. 189-214.
- [29] Macpherson, C. B., *Burke*, Oxford, 1980: 谷川昌幸訳『パーク 資本主義と保守主義』御茶の水書房, 1988年 .
- [30] Mill, John Stuart, *Principles of Political Economy with Some of their Applications to Social Philosophy*, 1st ed. 1848; 7th ed. 1871: in *Collected Works of John Stuart Mill*, J. M. Robson (eds.), vols. II-III, Toronto, 1965: 末永茂喜訳『経済学原理』(全5冊)岩波文庫, 1959 - 63年 .

エドモンド・バークにおける市場と統治

- [31] Paine, Thomas, *Rights of Man*, in *The Writings of Thomas Paine*, Moncure Daniel Conway (ed), New York, 1894. Vol. 2: 西川正身訳『人間の権利』岩波書店, 1971年.
- [32] Polanyi, Karl, *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, Boston, 2001: 野口建彦・栖原学訳『大転換 市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社, 2009年.
- [33] Pocock, J. G. A., 'The Political Economy of Burke's Analysis of the French Revolution, in *Virtue, Commerce and History: Essays on Political Thought and History Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge, 1985: 田中秀夫訳『徳・商業・歴史』みすず書房, 1993年.
- [34] Price, Richard, *A Discourse on the Love of Our Country*, 1789, Oxford, 1992: 永井義雄訳『祖国について』未来社, 1966年.
- [35] Strauss, Leo, *Natural Right and History*, Chicago, 1965: 塚崎智・石崎嘉彦『自然権と歴史』昭和堂, 1988年.
- [36] Thompson, E. P., *The Making of the English Working Class*, London, 1991. 市橋秀夫・芳賀健一訳『イングランド労働者階級の形成』青弓社, 2003年.
- [37] Thompson, E. P., 'The Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century,' *Past & Present*, No. 50 (Feb., 1971), pp. 76-136.
- [38] Winch, Donald, *Riches and Poverty: An Intellectual History of Political Economy in Britain, 1750-1834*, Cambridge, 1996.
- [39] 犬塚元「エドモンド・バーク、習俗（マナーズ）と政治権力：名声・社会的関係・洗練の政治学」『国家学会雑誌』、第110巻7/8号, 607 - 64頁, 1997 - 08年.
- [40] 岸本広司『バーク政治思想の展開』御茶の水書房, 2000年.
- [41] 坂本義和『坂本義和集1 国際政治と保守思想』岩波書店, 2004年.
- [42] 中澤信彦『イギリス保守主義の政治経済学 パークとマルサス』ミネルヴァ書房, 2009年.
- [43] 中澤信彦「自由市場の道徳性をめぐる一考察 エドモンド・バークの場合」『第38回社会思想史学会報告集』社会思想史学会, 2013年.
- [44] バーク, 中野好之編訳『バーク政治経済論集 保守主義の精神』法政大学出版局, 2000年.
- [44] 半澤孝麿「訳注・解説」『フランス革命の省察』みすず書房, 1989年, 所収.
- [46] 和田重司『アダム・スミスの政治経済学』ミネルヴァ書房, 1978年.

付記

本稿は成城大学経済研究所の第1部研究プロジェクト「市場と統治 経済システムの長期的変動に関する歴史分析」(2012 - 2014年度)の成果の一部である。

(たちかわ・きよし 成城大学経済学部教授)

エドモンド・パークにおける市場と統治

自然権思想批判としての『穀物不足に関する思索と詳論』

(研究報告 67)

平成 26 年 2 月 21 日 印 刷

平成 26 年 3 月 3 日 発 行

非売品

著 者 立 川 潔

発行所 成城大学経済研究所

〒157 8511 東京都世田谷区成城 6 1 20

電 話 03(3482)9187 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社
